

## 主任技術者及び監理技術者の「恒常的雇用関係」についての当面の取扱い

### 1 対象工事

岩手県内で施工する工事（震災復旧・復興工事としていたものを拡大しました。）

### 2 適用期間

平成 25 年 1 月 10 日以降に公告する工事（当分の間）

### 3 入札公告等の表示

本取扱いの対象となる工事は、入札公告に下記①のとおり表示します。なお、入札公告〔共通事項〕及び入札参加資格確認調書の表示は変更しませんが、下記末②及び③のとおり読み替えることとします。

	現 行	当面の取扱い
① 入札公告	<p>4 入札参加資格</p> <p>(3)</p> <p>エ 12 に示す入札参加資格確認書類の提出期限の日前 3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。</p> <p>※ 総合評価落札方式の場合は、「12 に示す」が「14 に示す」です。</p>	<p>4 入札参加資格</p> <p>(3)</p> <p>エ 2 に示す入札日までに雇用している者であること。</p> <p>※ 総合評価落札方式の場合も同じです。</p>
② 入札公告〔共通事項〕	<p>1 入札参加資格</p> <p>(7) 受注を希望する工事に、入札参加資格確認書類の提出期限の日現在において申請者と 3 ヶ月以上の雇用関係にある者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を主任技術者又は監理技術者として専任（公告において専任を求めない場合を除く。）で配置できること。</p>	<p>1 入札参加資格</p> <p>(7) 受注を希望する工事に、入札日において申請者と雇用関係にある者（法に定める経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者を除く。）を主任技術者又は監理技術者として専任（公告において専任を求めない場合を除く。）で配置できること。</p>
③ 入札参加資格確認調書	<p>別添 【注意事項】</p> <p>1 (3) 配置予定技術者及び現場代理人の雇用関係を確認できる書類</p> <p>（例：健康保険証又は標準報酬決定通知書の写しなど）</p>	<p>別添 【注意事項】</p> <p>1 (3) 配置予定技術者及び現場代理人の雇用関係を確認できる書類</p> <p>（例：監理技術者資格者証、健康保険被保険者証、その他雇用を確認できる資料）</p>